

第 20 回 ProSAVANA 事業に関する意見交換会 NGO 側資料

JICA の現地コンサルティング企業・NGO との契約

1. 現地企業とのコンサルティング契約（2012 年 12 月～現在）

【背景と経緯】

<コミュニケーション戦略の出現と CV&A との契約：戦略の確定と実行、計 6 件の契約>

- 2009 年 9 月に 3 カ国合意がなされ、2011 年度から本格的に事業が開始。2012 年 4 月に日本ブラジルの「ナカラ回廊農業投資合同ミッション」が、JICA アフリカ部・乾英二部長（2016 年度秋まで）が団長としてモザンビーク北部訪問。日伯の投資熱が過熱化する。
- この間、JICA が先頭に立ち、「無風」で当初計画通り（セラード開発をモザンビーク北部に&アグリビジネス投資奨励）に進めていた。
- ところが、2012 年 10 月、北部 4 州の農民連合と UNAC（全国農民連合）が「プロサバンナ声明」を發表し、事業を批判。ブラジル市民社会もこれに続いた。
- 2012 年 12 月 3 日、ナンブーラ市に集った 3 カ国（*JICA のみが参加¹）は、「コミュニケーション戦略」の策定を、「市民社会へのリーチ」のために早急に実施することに合意。これにあたって、コンサルタントを雇用することが決定。
- その後すぐに契約が開始され、以降延べ 6 件の契約をモザンビーク企業や NGO と取り交わす。

<MAJOL との契約による政府のコントロール可能な「対話メカニズム」作りと分断の発生>

- 2015 年 11 月の MAJOL から SOLIDARIEDADE までの契約の背景には、モザンビークの農民や市民社会らが、危険を顧みずこれまで繰り返し声をあげ続けたからである。これらの団体は、北部の事業対象州の農民連合を含み、「プロサバンナにノー！キャンペーン」に集ってきた。
- 2014 年、2015 年の外務大臣と JICA 理事長の「丁寧な対話」の約束なども、これらのキャンペーン団体らの頑張りによるところが大きかった。
- UNAC 代表団の訪日を受けて、「公聴会」の問題は大きく問題化し、「無効化」ではないものの、政府の中で「やり直し」が検討されるようになる。
- しかし、現実には真の意味での「対話」は意図されず、政府主導・コントロール下の「対話メカニズム」づくりが目指され、これに「市民社会」の冠をかけさせるための、用意周到なる契約が JICA によって 2015 年 9 月から準備された。
- 結果として生まれた JICA 事業「ステークホルダー関与プロジェクト」は、日本の市民社会に虚偽の説明をし続けながら開始され、モザンビーク北部の NGO や市民社会、農民に影響力を有する国際 NGO 出身のコンサルタントが集う MAJOL 社との契約が行われた。
- JICA は指示書では、政府コントロール下での「唯一の対話メカニズム」が作り出され、活動計画が立てられ、政府と直接活動を開始するまで MAJOL が面倒を見るのが指示されている。また、政府が認める団体だけ事前会合（2015 年 12 月）に誘うと書かれている。
- このような指示書を受けた MAJOL は、契約後すぐに作成したインセプションレポートの時点で、「強固派」などとキャンペーン団体を記し、敵対意識を明確にするとともに、モザンビーク市民社会組織について、誰にどのように介入すれば「プロサバンナ賛成多数派」が作り出されるかが検討され、提案された。この提案を受けて、JICA から契約金の 25%にあたる 132 万円が支給されている。
- MAJOL の提案通りに、団体の色分けとリーダーらの囲い込みが進められ、「唯一の対話

¹ Ryuichi Nasu, the JICA representative in Mozambique/ Wofsi Yuri Guimarães de Souza, ABC - Brazil/
Daniel Miguel Ângelo Clemente, the MINAG Permanent Secretary
Naoki Yanase / Yutaka Hongo / Kota Sakaguchi / Shinga Kimura / Nobuyuki Kimura / Jusimeire Mourão /
Keiji Matsumoto / Taku Mori （第 3 回プロサバンナ 3 カ国調整会議録）

メカニズム」が作られた。

- なお、これらの実態（契約・業務指示・レポート）は、度重なる要請にもかかわらず、「対話メカニズム」が出来て数ヶ月経っても開示されず、結局リークによって公開された。

情報共有・開示請求にもかかわらず、契約満了1ヶ月前(2/4日)まで隠され、進んだプロセス	
10月7日:	JICAより、ショートリストされた3社を対象に「Request for Proposals-Title of Consulting Services: Consultant for Stakeholder Engagement」に応募要請 (TOR添付あり)
10月27日:	第13回意見交換会。「農業省が一生懸命議論している」
11月2日:	MAJOL社と契約。TORは日付以外Request for Proposalsと内容が変わらず
12月8日:	第14回意見交換会。NGOから詳細の共有要請。JICA「状況は変わっていない」「今は教えられない」
12月12日:	現地CSOからの要請のため)情報公開請求
1月14日:	開示延長通知
1月25日:	石橋議員による開示請求
1月28日:	外務省議員訪問「個人の開示請求にあわせて検討」と回答 石橋議員「公示書類は開示可能なはず」
2月3日~5日:	今福課長のモザンビーク出張
2月4日:	契約書・TORの開示、公示書類(MAJOL社への応募要請)の送付
情報開示時点(2/4)には全て契約通り進み、終了。	

4.1 SUMMARY OF RESULTS

The following table shows a summary of results of the consultations. Color Coding is as follows:

Red Not ProSAVANA consulting to date
Purple Will dialogue if certain conditions are met. Most NGOs here very clear that these conditions consisted of the following, as best summarized by Action Aid Director Amade Sica: 1) Genuine openness to co-create ProSAVANA, looking at all the issues, "everything must be on the table"; 2) Discussions must include the development models to be used, including how/for its relative agreements to family sector focused agriculture development; 3) Due to doubts that co-creator process can be completed within current deadline, even deadlines must be negotiable; 4) Communications must be improved at all levels. Clear focal points, moments and mechanisms must be created. Most also liked the idea of a jury mediation to solve current situation

Yellow No clear institutional position taken on ProSAVANA

Green Supportive of ProSAVANA. Note that every institution assessed "green" as in favour of ProSAVANA also noted the need for it to change before they could endorse it fully. No one "green" organization was prepared to accept ProSAVANA as is. All called for better dialogue and for civil society input to be taken seriously. See Stakeholder Map above for details

No colour Government Institutions. By their nature, these do not have independent positions vis a vis ProSAVANA.

Interview Results, Stakeholder Mapping

Organization Name	Location and Organization Type	Interview type	Interview Notes on file?	Stakeholder Map Completed?	Survey Monkey Completed?	Position with Respect to ProSAVANA
Maputo:						
Action Aid	NGO (int)	in person	✓	✓	✓	Not dead against. Will participate if conditions are met and right climate is created among CSO's (see purple color coding above).
CTV	Not NGO	telephone	✓	✓		Suggests that ProSAVANA should be open to co-creation of

- JICA コンプライアンス明記される、JICA 事業者として求められる「高い倫理性」「公平性」「透明性」を MAJOL 社は言動においても、レポートにおいても一切示しておらず、それを農民や市民が指摘する中でも JICA は行動を改めさせないまま、契約を継続した
- 結果、モザンビーク社会に深刻な分断が生まれ、意図的に「キャンペーン」団体が周辺化された。
- 「この周辺化」を固定化するための活動を積極的に行ってきた「対話メカニズム」のコーディネーターの活動報告を聞いてなお、JICAはこの人物と 2200 万円の契約を締結した。その事実すら、先月まで秘匿され続けた。

【契約金額・期間など】

- 別添の表を参照。
- 重要な点は、マスタープラン策定の契約期間・資金が二倍以上にふくれあがっている点が、「対話問題」に起因するという事実を、日本政府自身も認めていることである。

【一連の JICA の現地企業との契約、「対話」問題】

- この「3 億円以上の税金の問題」が生まれた理由として、昨年末の石橋通宏議員の質問主意書への回答で、日本政府は次のように述べている。

「マスタープラン策定支援プロジェクトについては、その基本的な方向性について一部の現地住民の理解を得られておらず、JICAにおいて、モザンビーク政府に対し農民組織や市民社会団体との対話を粘り強く続けるよう働きかけるなどの取組を引き続き行っているところであり、現在まで完了するに至っていない。

- 「対話」は、FPIC (Free, Prior, Informed Consent) の原則にあるように「自由」でなければならぬにもかかわらず、政府の強制的な対応を引き起こしかねない答弁が、依然とされている。
- しかも、JICA の過去の契約 (CV&A、MAJOL、Solidariedade) では、常に UNAC (収納民連合を含む) やその他の市民社会組織「キャンペーン」の団体が敵視され続け、対立と分断が煽られてきた。
- そのような状態で、今度はさらにコミュニティレベルで「コンサルテーション」と称す

る再びの「賛成派づくり」が意図されている。(これは、JICA コンサルタントであり、「対話メカニズム」コーディネイターが自ら立場と活動を述べてきている。)

- 現在のモザンビークの政治情勢では、「そのようなプロセスで作られた対話枠組みではコンサルテーションなどは反対だ」という意見を持った人達を、さらに「周辺化」させるばかりか、「賛成派」からみたときに「敵」として認識・扱わせることになる。
- 年末から今武力衝突が一時停戦となっているとはいえ、去年北部で双方勢力の暗殺や襲撃が相次いだ。依然として社会が不安定なところで、このような「対話」を押し付けている。これ以上の税金が、さらなる混乱と分断を作り出すために使われようとしている。
- これらまでの契約と比べてもあまりに巨額の資金が、「賛成派」リーダーに投じられた結果、現地の社会では様々な波紋が広がっている。「金を使った介入」との意見には妥当性がある。

2. ソリダリエダーデ・モザンビークとの契約の問題

(1) 2016年4月12日 JICA モザンビーク事務所「談合」的・不正な会合開催

「マスタープランの見直しと最終化の活動の資金手当のための3者会合」

暴露されたJICAモザンビーク事務所での JICA・モ政府・NGO「活動資金」に関する秘密会合 (2016年4月12日 http://www.farmlandgrab.org/uploads/attachment/doc_2.pdf)

Acta da reunião entre MCSC, JICA e MASA sobre o financiamento das actividades de revisão e finalização do Plano Director do ProSAVANA

「マスタープラン見直しと最終化の活動資金に関するMCSC、JICA、MASA間会合」

Participantes: Sr. António Mutoua (PPOSC-N), Sr. Daniel Maula (FONGZA), Sr. Agostinho Chiporo (FONAGNI), Sr. Jerónimo Napido (WWF), Sr. Katsuyoshi Sudo, Sr. Aoki Hidetake, Sr. Hiroshi Yokoyama, Sr. Edson Marina (JICA), Sr. António Limbau, Sr. Simão Nyaima, Sra. Jusimeire Mourão (ProSAVANA-HQ).

Data: 12 de Abril de 2016.

日付: 2016年4月12日

場所: JICAモザンビーク事務所

ブラジルに隠れて?/逃げられた?

Local: Escritórios da JICA Moçambique

参加者: アントニオ・ムトウア (PPOSC-N)、ダニエル・マウラ (FONGZA)、アウゴスチーニョ・チプロ (FONAGNI)、ジェロニモ・ナピド (WWF)、カツノリ・スドウ、アオキ・ヒデタケ、ヒロシ・ヨコヤマ、エジソン・マリナ (JICA)、アントニオ・リンバウ、シマオン・ニイマ、ジュシメイレ・モウラオン (ProSAVANA-HQ)
(*リンバウ氏は農業省元副大臣、現プロサバンナ・コーディネイター)

- 2016年9月27日のJICAとソリダリエダーデの双方の契約署名者が、この会議に出席し、8月に公示が出される「マスタープラン見直し」のための「迂回資金」の相談をしている。
- その他、「プロサバンナにノー!」の団体の「孤立化」や社会分断の報告がなされている。

【分かりやすく、センテンス毎に分割翻訳】

- ◆ MCSC (*JICAの資金でJICA契約コンサル企業MAJOLが作った政府との「唯一の対話メカニズム」) コーディネイター・ムトウア氏は、次のことを明確にした。
 - マプト (*首都) と州のレベルで、一種の(精神的な)働きかけ活動がなされたこと。
 - これは、「プロサバンナにノー・キャンペーン」を支援するNGOやその他の組織をターゲットに行われた。
 - (「キャンペーン」の方ではなく、)メカニズム(MCSC)のビジョンと目的と同盟を結んでもらうことを目指したものだ。

(2) 一緒に活動、「公示」から選定・契約へ

- 2016年6月、ソリダリエダーデの最高責任者アントニオ・ムトゥア氏は、繰り返し、JICAとモザンビーク農業省元副大臣（プロサバンナ・コーディネイター）と会合を持っただけでなく、ブラジルにまでこれらに同行して、「プロサバンナ事業」と「対話メカニズム」の推進を行った。
- その際、わざわざ「プロサバンナにノーキャンペーン」に参加するブラジルの市民社会組織を集め、「協力」を呼びかけている。
- 上記の会議で資金の支援がきまった10郡での活動にも、6月の時点から関わり、350万円（当時500万円相当）の活動費用の提供を受けている。
- 公示の際に応札予定コンサルタント企業に提供されたTORを見ると（第19回配布資料）、これらの活動がいかに関与したか「ソリダリエダーデ・ムトゥア氏」に有利に作用したか明確である。
- 「随意契約」としかいえないようなものを、形だけ「入札公示」を行ったとしか考えられないプロセスである。
- しかも、閣議決定され総務省が推進し、JICAもこれを中期計画にいたした「契約の競争性・公平性・透明性」を鑑みれば、「ソリダリエダーデ・ムトゥア氏」との契約はまずあり得ないものである。
- さらに、JICAがこれまで、現在も主張する「市民社会主導の対話メカニズム」のコーディネイターに、わざわざ巨額の契約金を支払ってJICAコンサルタントとして契約するということは、現地社会の介入に他ならない。
- しかし、3者が応札しているにもかかわらず、あえてこのNGO・個人が契約先に選ばれていることは、アカウントビリティに深刻な問題を及ぼしている。
- しかし、このこともまた、現地新聞@Verdade紙に、ムトゥア氏だけでなく、JICA担当者によっても説明されなかったばかりか、契約金の206,000ドルが「市民社会メカニズムのものである」と主張されている。
- そのような主張は、「契約の透明性」に反するだけでなく、深刻な倫理規定違反であり、組織ガバナンス・コンプライアンスを強く侵害している可能性が高い。
- また、ムトゥア氏がコーディネイターを務める「対話メカニズム」は、次のようなプレスリリースを2016年10月28日に発表し、JICAとソリダリエダーデの契約を発表するとともに、以下のように書いている。これは、公益性が求められる事業従事者の「高い倫理性」「公平性」という点からも、明らかに大変問題であるにもかかわらず、JICAはすでに支払われた20%(440万円)に加え、追加の契約金40%(880万円)を支払おうとしている。

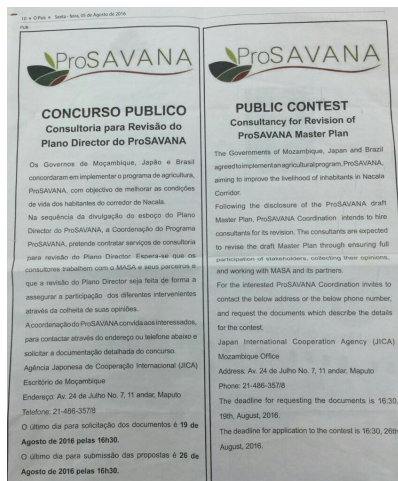
「並行して、政府・議員・市民社会によって構成された学際的なチームは、「プロサバンナにノー」というシナリオを変えることを目的とした新しいイニシアティブを普及するため、ブラジルを訪問した。

Paralelamente ao levantamento, uma equipe multidisciplinar formada pelo Governo, parlamentares e OSCs visitou o Brasil para divulgar a nova iniciativa que visava mudar o cenário "não ao ProSAVANA", trazendo uma nova abordagem sobre o programa. Abordagem esta que tomará em conta as críticas, os pontos de vista, os anseios das OSC's e, as necessidades e prioridades da maioria dos camponeses residentes do corredor de Nacala.

Mecanismo de Coordenação da Sociedade Civil para o Desenvolvimento do Corredor de Nacala (MCSC-CN)

Redesenho do Plano Director do ProSAVANA

COMUNICADO DE IMPRENSA 28.10.2016



入札公示 (O Pais: 2016年8月5日)
「プロサバンナマスタープランの見直しに関する
コンサルティング」

- モザンビーク、日本とブラジル政府は、ナカラ回廊住民の生活向上を目的とした農業プログラム、プロサバンナの実施に合意した。
- マスタープランのドラフトの公開に伴い、プロサバンナ・コーディネーションは、その見直しのためにコンサルタントを雇用する。
- コンサルタントは、マスタープランのドラフトを、ステークホルダーの全面的な参加の下に、その意見を聴取し、食料農業省(MASA)とその他のパートナーと共に作業をしながら、見直すことが期待されている。
- 関心のある者は、次の住所と電話番号に連絡をし、この公募に関わる詳細が書かれた文書を要請されたい。

JICA モザンビーク事務所
 AV24 de Julho No.7, 11階、マプート
 電話番号: 21-486-357/8

関係資料要請の締切は、2016年8月19日16時30分
 応札申請の締切は、2016年8月26日16時30分である。

(3) JICA とソリダリエダーデの契約の資金の部分 (仮訳)

コンサルティング契約「農業マスタープランの見直し」(時間ベース)

JICA モザンビーク事務所および
 Solidariedade Mocambique - ADS (最高責任者) の間の契約書

Project Name: Revision of Agricultural Development Master Plan

between
Japan International Cooperation Agency Mozambique Office
 and
Solidariedade Moçambique - ADS

Katsuyoshi Sudo
Resident Representative
Japan International Cooperation Agency (JICA) Mozambique Office

For and on behalf of Solidariedade Moçambique - ADS

António Lourenço Muteua
Executive Director

10. 契約終了

本契約は、以下に明記された規定により、いずれかの当事者によって終了することができる。

10.1 クライアントが、本条項の(a)~(e)に明記されたイベント（事態）のいずれかが発生した場合に、本契約を終了することができる。かかる発生に際して、クライアントは、遅くとも30 暦日までに終了の書面通知を提供するものとする。

- (a) コンサルタントが、本契約のもとでの義務の不履行を是正しない場合
- (b) コンサルタントが債務超過もしくは破産した場合
- (c) 不可抗力（8 項で説明されている台風や自然災害など）の結果、コンサルタントが、少なくとも 60 日間（60 日間以上）、サービス（任務）の重要な一部を履行することができない場合、
- (d) クライアントは、それ自身の判断において、かつ理由の如何を問わず、本契約の終了を決定する場合
- (e) 契約の取得において、もしくは契約の履行において、コンサルタントが、腐敗した、詐欺行為の、共謀した、押し売りの、もしくは妨害的な行為に関与したと、クライアントが判断した場合。

10.2 本条項の次の(a)~(b)に明記されたイベント（事態）のいずれかが起こった場合、コンサルタントは、クライアントに 30 日の事前書面通知を提出することにより、本契約を終了することができる。

- (a) クライアントが、本契約に従ってコンサルタントに支払うべき金のいずれかを、かかる支払いは期日が到来しているというコンサルタントからの書面通知を受領してから 45 日以内に、支払わない場合
- (b) 不可抗力の結果として、コンサルタントが少なくとも 60 日間サービスの重要な一部を履行できない場合。

10.3 本契約の終了によって、クライアントは、以下の支払いをコンサルタントに行うものとする。

- (a) 終了の発効日<終了日>以前に申し分なく履行されたサービスに対する報酬、ならびに終了の発効日以前に実際に発生した支出（経費）に関する払い戻し可能な支出（償還可能経費）
- (b) すでにコンサルタントに前渡金<前金>が支払われていた場合、前渡金の金額は、上記(a)項で定義される金額から減額されるものとする。
- (c) 上記(b)項の場合、前渡金の残高が存在する場合、コンサルタントはクライアントにその残高を返金するものとする。

D コンサルタントへの支払い

18 上限額

サービスの経費の見積額は、付属書 C（報酬および償還経費）に規定される。

本契約のもとにおける支払いは、以下に明記される上限を超えないものとする。

上限額：206,139.75 米国ドル（現地の間接税を含む）

上記の上限額を超過する支払いについては、契約の改定が、かかる改定を引き起こすものとなる>本契約の規定に言及する当事者によって締結されるものとする。

19 報酬および償還可能経費

19.1 クライアントはコンサルタントに、(i)サービスの履行においてコンサルタントによって作成される提出物に基づいて、決定されるものとする報酬、および(ii)サービスの履行においてコンサルタントに実際かつ道理的に発生する償還可能経費、を支払うものとする。

19.2 報酬のすべての支払いは、付属書 C で規定される金額（代金で）で行われるものとする。

19.3 報酬金額とは、(i)コンサルタントが、エキスパート（専門家）に支払うことを同意し

たものとする給料および手当、ならびに社会的費用<税金など>および間接費の要素（ただし、ボーナスまたはその他の利益分配手段は、間接費の要素として考慮されないものとする）、しかしながら、(ii)本社スタッフによる支援の費用は、付属書 B のエキスパートのリストに含まれないものとし、ならびに(iii)コンサルタントの利益（儲け）をカバーするものとする。

21. 請求および支払い方法

21.1 サービスに関する請求および支払いは、以下の通り行われるものとする。

分割払い

以下で明記される各提出物、および、それに関する支払いに対する請求書が提出され、ならびに申し分のないものとして承認された後に、分割払いが行われるものとする。

(a) 上限額の 20%の支払いが、インセプションレポートについて行われるものとする。

(b) 上限額の 40%の支払いが、フィールドワークレポートについて行われるものとする。

最終支払い

本条項のもとの最終支払いは、最終報告書、および最終請求書—ただし、その請求書では、報酬と償還費用<あとで払い戻してもらえる費用>を明記するが、それらはそれぞれ分けて、付属文書または証拠を添付して、明記する—がコンサルタントによって提出され、クライアントによって申し分のないものであるとして承認された後においてのみ支払われるものとする。